

外国人患者受入れに資する
医療機関認証制度等推進事業
事業実施者 公募要領

令和6年4月
厚生労働省医政局総務課

外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業 事業実施者公募要領

1. 背景

我が国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、2030 年には 6,000 万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指している。

このような中、政府の健康・医療戦略推進本部の下に設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成 30 年 6 月 14 日）が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組を進めている。

また、平成 31 年 4 月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に基づき、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国際的な人の往来が一時停止されていたが、国際的な人の往来の再開以降、日本の医療機関を受診する外国人患者は増加すると見込まれる。そのため、厚生労働省では、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者を受け入れる環境整備への支援を実施している。

2. 事業目的

外国人患者受入れ医療機関認証制度（以下「JMIP」という。）、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成 31 年 3 月 26 日付け医政総発 0326 第 3 号、観参発 800 号）に基づき選出された医療機関（以下「拠点的な医療機関」という。）に係る情報の周知や今後の選出の推進を含め、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うことを目的とする。

本事業を実施する団体（以下「事業実施者」という。）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。

3. 事業内容

（1）ワークショップ・セミナー等の開催

事業実施者は、JMIP 及び拠点的な医療機関に関する情報の周知や、外国人患者の受入れ体制の整備の推進を行うため、ワークショップ、セミナーの開催等を行う。内容には厚生労働行政推進調査事業によりまとめた「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の周知やこれに基づく「外国人患者の受入れに関する体制整備方針」の策定方法に関する内容を含むものとする。

（2）各地の取組等の実態調査の実施

事業実施者は、地域や医療機関における外国人患者の受入れ体制の整備に資する各地域の取組等の情報の発信を行うために必要な実態調査を実施する。

- ・ 地域や医療機関の受入れ体制の整備に係る課題を抽出し、成功要因を抽出すること。

- ・ 実態調査は、文献及び JMIP 認証病院、拠点的な医療機関、その他の外国人患者の受入れに取り組んでいる医療機関、自治体、患者等へのヒアリング及びアンケート等を想定しているが、この限りではない。特に、今般、ウィズ・ポストコロナにおける対応をとりながら、国際的な人の往来の再開以降、訪日外国人が増加している現状を踏まえ、地域全体として、外国人患者受入れ体制整備が重要となってくることから、自治体への調査は必ず含むものとする。
- ・ 医療経済学者・国際医療等の専門家の協力があることが望ましい。
- ・ 実態調査の結果は、(3)の情報発信に活用することから、当該情報の利用者にとって、理解が容易で、役に立つ内容となるようにとりまとめること。

(3) 外国人患者受入れ体制の整備に資する情報発信

①事業実施者は、医療機関の質の確保をはかる為に、JMIP 認証制度やその他の取組みに関して、必要な情報を提供する。その際は動画コンテンツを活用するなどできるだけ、他地域が参考にできるよう、わかりやすい形となるよう留意すること。

- ・ 情報発信の対象は、主に医療機関及び地域関係者とする。
- ・ 各地域で行われている取組みや厚生労働省が提供する医療機関支援策及び必要に応じて厚生労働省が作成するマニュアルの解説等についても含むこと。
- ・ (2)の実態調査の結果についても整理の上、提供を行う。
- ・ 情報発信に、医師、看護師、医療通訳者等の実務経験者の協力があることが望ましい。

②成果物がウェブサイト等の電子的な媒体の場合、翌年度以降、引き継げるように整備すること。ウェブサイト等の運営にあたっては以下の点に留意すること。

- ・ 利用者が各情報に容易にアクセスできるよう分かりやすく構成すること。
- ・ ウェブサイトには厚生労働省の補助事業であることを明記すること。
- ・ 事業期間満了後においても、利用するドメインは一定期間保有すること。
- ・ その他、厚生労働省の指示する運用管理手順に則ること。

(4) 報告書の提出

本事業における取組内容や成果を報告書（電子媒体でも可）としてまとめ、令和7年3月28日までに厚生労働省に提出すること。

4. 留意事項

- (1) 事業目的に合致した、より有用な提案を追加することは妨げない。
- (2) 事業の進捗に関して、事業実施者と厚生労働省は、定期的に打ち合わせを行い、打ち合わせ後、事業実施者は速やかに議事録を作成し、共有すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、事業実施者は、本業務の開始にあたって、速やかに実施体制及び実施内容を含めた全体計画を作成し、厚生労働省の承認を得ること。また、計画の変更が生じた場合は、速やかに厚生労働省に報告し、承認を得た上で実行すること。

5. 応募に関する諸条件

事業実施者への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- （１）継続的に認証制度推進事業を運用することができること。
- （２）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- （３）日本に拠点を有していること。
- （４）厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５）予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

6. 事業期間

事業期間は、事業実施者として選定された日から令和 7 年 3 月 31 日とする。

7. 応募団体の評価

（１）評価の方法

事業実施者の採択については、厚生労働省医政局総務課において、上記「5. 応募に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を事業実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

（２）評価の手順

評価は、以下の手順により実施される。

① 形式評価

- ・ 応募団体について、応募に関する諸条件への適合性について評価する。なお、応募に関する諸条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外される。

② 書面評価

- ・ 提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ ヒアリング

- ・ 必要に応じて、申請者（代理も可能）に対して、ヒアリングを実施する。
- ・ なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものとみなす。

④ 最終評価

- ・ 書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に事業実施者を選定する。

（３）評価の観点

- ① 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ② 事業計画が効果的なものとなっているか。（ワークショップ・セミナー等、実態調査、情報発信。なお、ワークショップ・セミナー及び実態調査については案を提示すること。）
- ③ 事業推進への貢献が認められるか。（事業内容の理解度・長期的なビジョン）
- ④ 事業目的、内容に対し、事業スケジュールは具体的かつ妥当なものになっているか。

- ⑤ 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
 - ⑥ 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
 - ⑦ 政策的要望に対し、柔軟な運用ができるか。
 - ⑧ ワーク・ライフ・バランス等を推進しているか。
 - イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）を受けているか
 - ロ) 次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定）を受けているか
 - ハ) 青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）を受けているか
- （※1）本項目は加点対象である。それぞれの項目について複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

（4）評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する。なお、補助金については、事業実施者選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定される。

8. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、5,514千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、備品費（図書）、社会保険料、雑役務費、借料及び損料、委託費（これら費用に関するもの）に限る。

9. 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に3部提出すること。なお、そのうち1部は、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものとすること。また、記載漏れ等のないようにすること。

- ① 「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業企画書」（様式任意）

企画書は、以下の（ア）～（エ）の項目立てで作成すること。なお、各項目の末尾にある括弧内の数字は、7（3）評価の観点①～⑦と連動しているため、末尾に数字がある項目については、連動する評価の観点の内容をそれぞれ詳細かつ具体的に記載しつつ、作成すること。

 - （ア）具体的な事業内容及びそのスケジュール（①～④）
 - （イ）応募団体において現在実施している類似事業（あれば）の概要
 - （ウ）本事業を実施する事業実施者の組織体制（⑤～⑦）
 - （エ）事業に係る費用積算（別添1）（類似様式の添付でも可）
- ② 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
- ③ 団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）

- ④ その他必要な資料
ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届（期間が満了していないものに限る。）、次世代法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得等している場合は、認定通知書等の写しを含めること。

(2) 応募方法

- ① 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）とする。

- ② 提出期限

令和6年4月15日（月）必着（応募団体が到着の確認をすること。）

- ※ 郵送に加えて提出資料一式の電子データを令和6年4月15日（月）15時までに下記メールアドレスに提出すること。なお、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものと黒塗りしていないものそれぞれを提出すること。

（提出先メールアドレス） kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

- ③ 提出先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて

封筒の宛名面には、「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業」と朱書きにより、明記すること。

(3) 問合せ先

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

TEL：03-3595-2317

FAX：03-3501-2048

以上

外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価(円)	金額(円)	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
備品費(図書)				
社会保険料				
雑役務費				
借料及び損料				
委託費				
合 計				

※上記区分に加え、制度の検討・設計、システム整備など事業実施内容ごとの費用が分かる資料も添付すること。